

給与の状況

平成25年度の人件費は、普通会計決算で10億2,406万4千円、歳出決算額に占める割合は前年度と比べ歳出額が大幅に増額したため、7.0ポイント減の15.3%となりました。なお、平成26年度普通会計当初予算における一般職の職員（教育長を除く）の給与費合計は6億6,183万3千円で、職員一人当たりの給与費は575万5千円となりました。

◆人件費の状況（平成25年度 普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B/A）
14,787人	67億1,241万円	10億2,406万4千円	15.3%

※人口は、平成25年4月1日現在です。人件費には、特別職に支給される給料・報酬なども含まれます。

◆職員給与費の状況（平成26年度 普通会計予算）

職員数（A）	給与費				一人当たりの給与費（B/A）
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
115人	4億3,155万3千円	6,530万2千円	1億6,497万8千円	6億6,183万3千円	575万5千円

※給与費は、当初予算に計上された額であり、職員手当には、退職手当を含みません。

◆職員手当等の状況（平成26年4月1日現在）

手当名	内容	
期末・勤勉手当	6月期	1.225月分
	12月期	1.375月分
	計	2.60月分
扶養手当	扶養親族のいる職員に支給 配偶者	13,000円
	配偶者以外の扶養親族 15歳～22歳	原則として 6,500円 加算分 5,000円
住居手当	借家・借間（限度額）	27,000円
	自宅居住職員（世帯主）	0円
通勤手当	交通機関等の利用者（限度額）	55,000円
	交通用具使用者（限度額）	24,500円
管理職手当	課長10% 課長補佐8%	
地域手当	3%	
退職手当	普通退職	勤続年数20年 21.62月分
	勸奨・定年退職	勤続年数25年 30.82月分
		勤続年数30年 38.18月分
		最高限度額 52.44月分

◆ラスパイレス指数の推移（一般行政職）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
93.6%	94.8%	95.2%	95.7%

ラスパイレス指数は、地方公務員と国家公務員の給与水準を国家公務員の職員構成を基準として、一般行政職における学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較する数値です。国家公務員を100とした場合、鳩山町は95.7%で、さいたま市を除く県内62市町村中、54位でした。

◆一般行政部門の職員の初任給、経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区分	初任給	経験年数20年
大学卒	178,800円	329,420円
高校卒	149,800円	307,975円

※経験年数20年は、現在の在職者の平均給料月額を示したものです。

◆平均給料月額と平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区分	職員数	平均年齢	平均給料月額
一般行政部門	93人	43.4歳	324,223円
特別行政部門	22人	47.8歳	355,709円

特別職の報酬等の状況

区分	給料・報酬月額	期末手当	退職手当
町長	703,000円		703,000円×在職月数×35/100×115/100(任期ごと)
副町長	584,000円		584,000円×在職月数×21/100×115/100(任期ごと)
議長	298,000円	給与月額×1.2×3.95月分	
副議長	232,000円		
議員	211,000円		

（平成26年4月1日現在）

任命および職員数に関する状況

平成25年度の職員の新規採用は4人で、再任用はありませんでした。退職者は合計6人で、退職理由は下記のとおりです。

平成26年4月1日付け新規採用職員は7人で、平成26年4月1日現在の町職員は135人（前年比1人増）となりました。

◆職員の採用状況（平成25年4月1日付け採用）

新規採用	再任用	合計
4人	0人	4人

◆職員の退職等の状況（平成25年度内退職）

定年退職	勸奨退職	自己都合退職	その他	合計
3人	1人	2人	0人	6人

◆部門別職員数の状況と増減（各年4月1日現在）

区分	職員数		対前年度増減数	
	平成25年	平成26年		
一般行政部門	議会	2	2	0
	総務	32	32	0
	税務	10	11	1
	民生	14	14	0
	衛生	15	14	△1
	農林水産	8	8	0
	商工	0	0	0
	土木	11	12	1
特別行政部門	小計	92	93	1
	教育	21	22	1
小計	21	22	1	
普通会計計	113	115	2	
公営企業等会計部門	水道	6	6	0
	下水道	0	0	0
	その他	15	14	△1
	小計	21	20	△1
合計	134	135	1	

※教育長および組合派遣職員、臨時および非常勤職員は除いています。
※対前年度の増減数1人増は、平成25年度退職者6人と平成26年4月1日付け新規採用職員7人の差になっています

分限および懲戒処分の状況

平成25年度は、法令違反による減給処分が1件、職務上の義務違反等による戒告処分が2件ありました。（心身の故障などによる分限処分はなし。）

服務の状況

平成25年度に営利企業等の従事許可を受けた職員は19人でした。主な申請理由は、消防団員などに従事をするためです。

鳩山町の 人事行政の 運営等の 状況を 公表します

この公表は、「地方公務員法」及び「鳩山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づくものです。

人事行政の運営全般について、町民の皆さまにお知らせすることにより、その公正性と透明性を高めることを目的としています。なお、詳細な運営状況については、町ホームページでご覧いただけます。

■問合せ 役場総務課 職員担当
電話 296-1214
FAX 296-2594

勤務時間その他の勤務条件の状況

◆勤務時間・休日（平成25年度）

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分 (うち休憩時間60分)
週休日	日曜日および土曜日
休日	祝日(国民の祝日に関する法律に規定する休日)、 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

◆年次有給休暇（平成25年度）

制度概要	1年につき20日を付与。残日数(20日を限度)は翌年に繰越が可能。
------	-----------------------------------